

協議第 5 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目 B - 3 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

合併特例法に定める協議項目	B - 3	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
1 新市に 1 つの農業委員会を置くものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数は 20 人とする。		
2 農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 及び農業委員会等に関する法律施行令第 5 条の規定を適用し、合併前の地区ごとに 2 つの選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき委員の数は、風連地区 11 人、名寄地区 9 人とする。		
3 2 市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 18 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。		

平成 年 月 日確認

風連町・名寄市合併協議会